



No.204

2021年4月14日(水)  
 連合奈良北和地域協議会

発行/〒630-8325

奈良市西木辻町93-6

エルトピア奈良内

代表者/桐木正明 ■ 編集者/小谷久己

# 2021年4月の連合奈良の日街宣

4月8日(木) 13:20~16:00、連合奈良北和地域協議会は、連合奈良の日街頭宣伝を実施しました。  
 今回も前月同様に連合奈良街宣車により奈良市内を回り、【働き方改革関連法を職場に定着させよう!!】と新型コロナウイルスの影響で解雇、契約解除で困っていませんか?労働相談ダイヤル【0120-154-052】等を中心にお伝えしました。  
 また、街頭宣伝に回った先々の集合団地へ、ポスト投函によるピラ配布を実施しました。

**連合奈良**  
**働き方改革関連法を職場に定着させよう!!**  
**同一労働同一賃金の法整備に関する内容**  
**2021年4月1日から中小企業へも適用されました**

主「非正規」「パートタイム」「有期雇用」「派遣」など、雇用形態の違いによる待遇差が禁止されることにより、企業側が公平な給与体系を整える必要が生じます。また、「はじめて」職業訓練センター」が設置されたことにより、職業訓練を受ける機会が増えることが期待されています。また、行政による助言・指導や、行政ADRが整備されました。

毎月05日は  
**連合の日**

同一労働同一賃金の詳しい情報はこちら▶



<p><b>STEP1</b></p> <p>パート・有期雇用労働者と正社員の待遇を比較し、実態の差を行います。</p> <p>「非正規」「一時的」... 雇用形態の違いによる待遇差が禁止されることにより、企業側が公平な給与体系を整える必要が生じます。</p>	<p><b>STEP2</b></p> <p>待遇差がある場合、不合理なものとなっていないかを確認しましょう。</p> <p>派遣会社として雇用される場合、派遣会社との関係を確認しましょう。</p>	<p><b>STEP3</b></p> <p>不合理な待遇差がある場合、是正に向けた団体交渉や労使協議を行います。</p> <p>派遣労働者が安心して働くことができるよう、自社の社員と同様の福利厚生制度の構築、就業訓練の充実、安全衛生の整備などがとられているか、確認しましょう。</p>	<p><b>STEP4</b></p> <p>専業主婦に対し、パート・有期雇用労働者への待遇および待遇差の解消の意思を求めましょう。また、パート・有期雇用労働者に対する待遇差の解消を求める権利があることを周知しましょう。</p>
<p><b>STEP1</b></p> <p>自社が派遣会社に対して、連合奈良労働組合の待遇改善を申し出て、交渉しているか、確認・把握しましょう。</p> <p>派遣労働者の「就業の不安」が解消されることにより、企業側が公平な給与体系を整える必要が生じます。</p>	<p><b>STEP2</b></p> <p>派遣会社と派遣労働者の待遇改善が可能な水準で設定するよう、自社に求めましょう。</p> <p>派遣会社として雇用される場合、派遣会社との関係を確認しましょう。</p>	<p><b>STEP3</b></p> <p>派遣労働者が安心して働くことができるよう、自社の社員と同様の福利厚生制度の構築、就業訓練の充実、安全衛生の整備などがとられているか、確認しましょう。</p>	<p><b>STEP4</b></p> <p>専業主婦に対する待遇改善の意思を求めましょう。また、パート・有期雇用労働者への待遇および待遇差の解消の意思を求めましょう。</p>
<p><b>STEP1</b></p> <p>派遣労働者の待遇を定める際、「派遣先均等・均等方式」または「労使協定方式」のどちらを採用するか、労使協議の上で決定しましょう。</p> <p>派遣労働者の「就業の不安」が解消されることにより、企業側が公平な給与体系を整える必要が生じます。</p>	<p><b>STEP2</b></p> <p>「派遣先均等・均等方式」の場合は、比較対象労働者の待遇を確保するとともに、派遣労働者の待遇の底上げを行い、不合理な待遇差がないか確認しましょう。</p> <p>「労使協定方式」の場合は、過半数労働組合の要件を満たしているか確認し、法を上回る内容で労使協定を締結しましょう。</p> <p>派遣労働者の「就業の不安」が解消されることにより、企業側が公平な給与体系を整える必要が生じます。</p>	<p><b>STEP3</b></p> <p>派遣労働者が安心して働くことができるよう、自社の社員と同様の福利厚生制度の構築、就業訓練の充実、安全衛生の整備などがとられているか、確認しましょう。</p>	<p><b>STEP4</b></p> <p>専業主婦に対する待遇改善の意思を求めましょう。また、パート・有期雇用労働者への待遇および待遇差の解消の意思を求めましょう。</p>

同一労働同一賃金の法整備に関する内容について、2021年4月1日から中小企業へも適用開始となりました。

- ①雇用形態の違いによる不合理な待遇差が禁止されました。
- ②どのような待遇差が不合理であるかを示したガイドラインが策定されました。
- ③事業主が労働者に待遇を説明する義務が強化されました。
- ④行政による助言・指導や、**※行政ADR**が整備されました。

**※行政ADR**：行政での無料の解決手続き

## 北和地協「第3回幹事会」持ち回り開催報告

北和地協第3回幹事会は、3月25日(木)に開催予定でしたが、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会議を中止し、持ち回り開催としました。協議事項は、北和地協上期会計監査及び4月の連合奈良の日街宣行動等でした。役員・幹事のみなさまに議案書を送付し報告・協議事項等の全議案が確認されました。

コロナ禍が続く中、感染防止対策に十分留意した活動となりますが、引き続き、ご協力をお願いいたします。

## 生活なんでも無料相談 毎月第1、第3土曜日実施中!

「ライフサポートセンター奈良」は毎月第1、第3土曜日にも平日と同じ午前10時から午後5時まで相談を受け付けます。仕事に関する悩み、日々の生活の中での困りごと、何でもお気軽にご相談ください。お電話での相談は0742-33-1500、面談での相談は奈良市二条大路南1-3-1ミ・ナーラ5階、ライフサポートセンター奈良までお越しください。

※4月29日(木・祝)~5月9日(日)まで閉館します